

2023年4月1日改正の条例について

厚生労働省令の改正やこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法等の改正及び内閣府令の改正により、2023年4月1日改正予定の条例について、上位法から引用する条項番号の改め以外の内容を報告いたします。なお、条例改正については、2023年3月議会にて上程予定となっております。

1 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

【所管：児童青少年課】

(1) 改正理由

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため。

(2) 改正内容

放課後児童健全育成事業者^{*1}に対し、以下の内容を義務付ける。

- 放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置等を講じること。
- 利用者の移動のために自動車を運行する場合、乗降時に利用者の所在を確実に把握できる方法で確認をすること。
- 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置等を講じるよう努めること。
- 感染症等の予防やまん延防止のために、職員に対する研修や訓練を定期的に実施するよう努めること。

2 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

【所管：保育・幼稚園課】

(1) 改正理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法等の改正及び内閣府令の改正に伴い、関係する規定を整備するため。

(2) 改正内容

幼保連携型認定こども園及び保育所の管理者が、利用児童に対する必要な措置として懲戒権^{*2}を行使する場合の規定を削除する。

3 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

【所管：子育て推進課】

(1) 改正理由

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため。

(2) 改正内容

- ①家庭的保育事業者等^{※3}に対し、以下の内容を義務付ける。
- 家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置等を講じること。
 - 利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合、乗降時に利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法で確認をすること。
 - 利用乳幼児の送迎のために自動車を日常的に運行する場合、当該自動車にブザー等の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、降車の際に利用乳幼児の所在を確認すること。
 - 感染症等の予防やまん延防止のために、職員に対する研修や訓練を定期的実施するよう努めること。
- ②家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設と併せて設置されている場合、保育に支障がない場合に限り、保育室等の設備や保育に直接従事する職員を兼ねることができるよう基準を緩和する。
- ③家庭的保育事業者等が、利用乳幼児に対する必要な措置として懲戒権^{※2}を行使する場合の規定を削除する。

【用語】

※1 放課後児童健全育成事業者

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に、学童保育クラブにおいて、適切な遊びと生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業を実施する者をいいます。

※2 懲戒権

親権者が監護や教育の範囲内で、その子を懲戒できることを定める民法の規定ですが、児童虐待を正当化する口実に利用されるとの指摘から、2022年12月にこの規定を削除する改正が行われました。それに伴い内閣府令に定める幼保連携型認定こども園及び保育所の管理者の懲戒権に関する規定並びに厚生労働省令に定める家庭的保育事業者等の懲戒権に関する規定も削除され、本条例においても同様の対応をするものです。

※3 家庭的保育事業者等

0歳児から2歳児までの保育を行う家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を実施する者をいいます。

担当：子ども生活部 子ども総務課